◇◇訓規 令 則 目 鳥取県地方事務所処務規程地方事務所長事務委任等に関する規則 次

地方事務所長事務委任等に関する規則をここに公布する。

昭和二十八年五月一日

鳥取果知事 西

尾

愛

治

鳥取県規則第二十九号

第一条 地方事務所長事務委任等に関する規則 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第

務の一部を地方事務所長に委任する事項及び地方事務 百五十三条第一項の規定により知事の権限に属する事

別に定があるものの外、 との規則

1

の定めるところによる。

休日に当るときは翌日)

昭和四年四月

十五日第三種郵便物認可

第二条 三十七号までについては、西部地方事務所長に限る。 委任する。但し、民生課所管事項中第三十五号から第 次に掲げる事項は、 当該地方事務所長にこれを

- 総務課 所員の出張命令に関すること 関係
- 所員の休暇、欠勤及び除服命令に関すること
- 町村長の臨時代理者選任に関すること(自法二
- 四七)
- 四 臨時選挙管理委員会の委員の選任に関すること (自法二四八)

 π 域外の郡にわたる場合を除く 町村一部事務組合に関すること。但し、所轄区 (自法二八四、 _

八六、二八八)

六 町村設置の際の町村長の職務を行う者の指定に すること(自令一)

七 町村長、 処理に関すること(自令一三一) 助役及び收入役の事務引継遅延の報告

, f

.

八

町村長、助役及び收入役の事務引継に関し理由

十六 士五

国民貯蓄奬励に関すること

十七

法一三

行政書士の業務の立入檢査に関すること(行書 納税貯蓄組合法に基く届書の処理に関すること

役場位置の設定又は変更の

条例

行政事務に関する条例 罰則の定がある公共事務又は委任事務に 関する条例

地方財政法の指導に関すること '村の財務監督に関すること(自法二四六)

関すること(自法一九九)

四 町村の予算及び決算報告の 処理に関すること

+

(自法二三八、

二四三

1

法定議決以外の議決事項決定の条例

+= 町村監査委員の監査報告の処理及び監査要求に

> 民 生 課 関係

但し次

十八

町村長の管掌する指定統計調査の町村長

^

Ø

揮監督に関すること(統法令八

旅病人行旅死亡人及びその同伴者取扱手続五) 叉は救護費の制限外支出認可に関すること(行 行旅病人、 行族死亡人及びその同伴者の取扱費

 \equiv 民生委員の定数に関すること(民委法四) (大正元年勅令三四)

行族死亡人を火葬に附する許可に関すること

Б. 四 身体障害者に対する諸施設の届出に関すること 公益質屋の限度外貸付金額及び制限外貸付利率 (身障法三八)

の認可に関すること(公質法四、 五

-

公益質屋の業務報告及び業務又は会計の檢査に

六

関すること(公質法一七)

七 公益質屋の業務開始、 すること(公質則二、 四 変更及び 廃止 Ø 届出 K

関

準備金の処分及び組合債の認可に関すること

十六

国民健康保險組合の予算、

予算の追加更正及び

八 消費生活協同組合外利用許可に関すること (消

十七

(同法二六、

国健則七〇)

九 消費生活協同組合から業務又は財産の し報告を徴すること(消協法九三) 狀况に関

+ + 兒童福祉施設(助產施設、 消費生活協同組合の業務又は会計狀况の檢査 関すること(同九四) 母子寮、 保育所) K

+ 1 兒童福祉法第二十三条による母子寮入退所措置 監督及び改善に関すること

金曜日

に関すること

十三 兒童措置費弁償金に関すること(兒法五六)

昭和28年5月1日

十五 十四 国民健康保險組合規約の制定、 と(福祉奬学金貸与規則1四) 福祉生に貸与した奬学金の返還徴收に関するこ 変更及び廃止の

認可 に関すること (国健法一一)

3

十八 国民健康保險組合の合併、 に関すること (同法三四) 分割及び解散の認可 (同法三

を議決せざる場合の指揮に関すること

国民健康保險の組合会成立せず議決すべき事項

十九 国民健康保險組合分割の場合承継する権利 の限度の認可に関すること(同法三五) 義務

二 十 国民健康保險組合解散の場合精算人の選任、 算方法及び財産処分方法の 認 可に関 す ること (同法三六)

- 国民健康保險を行う社団法人の規定の制定、 更及び廃止の許可に関すること(同法三七の二) 変

二十二 国民健康保險を行う社団法人の予算、準備金、 法三七の六 財産の処分及び借入金の認可に関すること(同

E

1

75

B

A.

C.

二十三

国民健康保險を行う社団法人がその許可の取消、

立の処理に関すること(国健則四七)

国民健康保險組合の合併及び分割の場合の事務 国民健康保險組合会議員の選挙に関する異議申 国民健康保險組合解散の場合の精算結果報告の 引継報告の処理に関すること(国健則八六) 理に関すること (国健則八

> 三 十 国民健康保險組合の事業報告及び決算の届 処理に関すること(国健則九二)

三十二 国民健康保險組合理事長の就職、 報告の処理に関すること(国健則六八 退職及び死亡 田 Ø

三十二 国民健康保險を行う社団法人の名称等変更届出 の処理に関すること(国健則九九)

準備金及び

(同法

八の

三十三 国民健康保險を行う社団法人が事業廃止の場合 すること(国健則一〇〇) の收支計算及び財産処分の結了届出の処理に関

処

三十五 三十 四 災害救助法第二十四条に基く従事命令に関する 国民健康保險を行う社団法人の事業報告及び決 算の届出の処理に関すること(国健則一〇八)

九四

ح

三十六 災害救助法第二十五条に基く協力命令に関する

三十七 災害救助法第二十六条に基く管理、 管の命令並びに收用に関すること 使用及び保

経 済 課 関 係

17

内及びこれらに使用する雷管二百箇以内並びに 火藥十三キロ グラム以内、 爆藥五 キ ログラ ム以

導火線四百メートル以内の護受許可及び消費許

可に関すること

火藥類の運搬証明の発給に関すること

 \equiv 火藥庫及び消費地における立入檢査に関するこ

74 火藥庫外の貯蔵所の確認に関すること

露店営業取締に関すること(露店営取 則

六 五 **欵変更認可に関すること** 農業協同組合(郡の区域に満たない区域を地区 ・とする農業協同組合に限る。以下同じ。 (農協法四四、同規六))の定

七 農業協同組合の設立・ は特に知事の指示を受けること(農協法六〇、 すること。 六五、 但し、 同規三) 信用事業を営む組合につい 解散及び合併の認可に関 て

八 農業協同組合法第九十四条第三項の農業協同組

5

九 ځ する農業協同組合の経営するものに限る。 農業倉庫業(郡の区域に満たない区域を地区と 協議を求めること(農協法九四、 合の檢査並びにとれに伴う措置命令に関するこ 但し、措置命令を発するときは特に知事に 九五) $\overline{}$

+ 農業倉庫(郡の区域に満たない区域を地区とす 認可に関すること(農倉法六、同規一) じ。)の業務規程の変更認可に関すること る農業協同組合の経営するものに限る。 以下同

+ 農業倉庫の檢査に関すること (農倉法一 Æ,

+ 農業倉庫の事業停止及び認可 こと (農倉法一七) 取消 処分に関 ずる

+ = 農業協同組合の諸報告処理に関すること 法規四、五、七、八**、** 力力 九 <u>_</u> _

几 農業倉庫 の諸届及び諸報告の 処理に関すること

+

(農倉法規八乃至一〇、

同細一

Ó

__

三十九

漁船法(但し、

動力漁船及び海面漁業調整規則

(昭和二十六年十二月鳥取県規則第七十九号)

=+-十六 十五 十八 二十 十九 十七 町村農業委員会代表者会議の招集に関すること 農業共済組合の定欵変更認可に関すること 主要食糧輸送許可に関すること 米飯提供業者登録に関すること 農業共済組合の業務又は財産の狀况に関し報告 災補法四三) を徴すること(同七八) (農委法三五)

二十二 農業共済組合共済掛金の强制徴收認可に関する 農業共済組合の業務又は会計狀況の檢査に関す 農業共済組合の業務又は会計の違法に基く措置 に関すること(同八○の ること (同七九)

二十三 農業共済組合の事業報告書財産目錄貸借対照表 とと(同一〇八)

> 農業共済組合の理事、 等に関すること(農災補規八

> > K

二十四 関すること(同一〇) 監事及び淸算人の異動

二十五 二 十 二十六 七 有畜農家創設事業用家畜導入の認証に関するこ 牛馬籍に関すること(牛馬籍条例) 犢生産檢査実施に関すること(犢生産檢査条例)

(食管規四七の

(食管規三五の

二十九 二十八 蜜蜂転飼許可に関すること(蜜蜂転飼条例三、 家畜商免許に関すること(家畜商法三) と(有畜農業創設要綱)

(農

三十 県営採種圃の指導監督及び諸報告に関すること 四、五、七、 八の二)

(県採種委要綱)

三十一 政府米委託とう精の監督及び報告に関すること (精米委搗条)

三十二 種牡畜(中家畜) 畜檢条) の種付報告に関すること

(種

三十三 三十四 孵化計画及び成績報告に関すること(種禽檢条) 牧野調査の報告に関すること(牧野法)

1) 1

三十五 船鑑札規則に関すること(船鑑札規則)

三十七 三十六 漁業取締に関すること(漁業法七四) 船鑑札交付手数料に関すること(鳥取県收入証

三十八 \equiv 水産資源保護に関すること(水産資源保護法三

第五条第一号乃至第三号に掲げる漁業に使用す る漁船を除く。 \cup に関すること(漁船法)

Щ 林 課 関

三四の一、二) 保安林における制限許可に関すること(森林法

届の処理、出來形しゆん功檢査並びに補助金の 公有林、私有林及び造学校林のしゆ、 交付に関すること。 但し、 高等学校を除く。 ん功、終了

 \equiv 檢査に関すること (木炭檢査条例四

林業施設補助規則六、

せ

7

四 有害鳥駆除許可に関すること (狩獵法一二)

Ŧī. 保護鳥飼養許可に関すること(狩獵法一二)

六

特用林及び自家用林の指定に関すること(森林 法一七の一、二つ

七 業施設補助規則六、 出來形檢查及び補助金の交付に関すること 森林害虫駆除事業のしゆん功、 七 終了届の処理、 (林

八 立木の伐採届出の処理に関すること (森林法

九 保安林標識設置及び出來形 ること (森林法三九) しゆん功檢査に関す

農 地 課 関 (狩獵法四

狩獵登錄に関すること

法五九) 未墾地 (小開 地) 代地選定に関すること (農地

開墾作業並びに小団 檢査及び補助金交付に関すること(認可に関す る事項を除く 地補助工事の指導、 出來形

*

第三条 民 につ 但し、民生課所管事項中第一号から第三号までについ ものについては西部地方事務所長にこれを委任する。 ては西部地方事務所長に限る。 生 Ξ 四 課関 開拓道路及び開拓建設工事の設計監督に関する 法一三) 行政書士の業務の立入檢査に関すること ては東部地方事務所長に、米子市の区域に係る 次に掲げる事項のうち鳥取市の区域に係るもの すること(耕地整理及び土地改良奬励規程) 土地改良事業(災害復旧を含む。 係 設計及び工事の監督並びに事務指導に の実地踏

災害救助法第二十四条に基く従事命令に関する (行書

10,

Ξ 災害救助法第二十六条に基く管理 管の命令並びに收用に関すること 使用及び保

29 身体障害者に対する諸施設の届出に関すること

查.

Ħ. 六 公益質屋の限度外貸付金額及び制限外貸付利率 民生委員の定数に関すること

七 公益質屋の業務報告及び業務又は会計の檢査に 関すること(公質法一七) 認可に関すること(公質法四、 Ŧī.

八 公益質屋の業務開始、 すること (公質則二、 四 変更及び廃止の届出に関

九 消費生活協同組合員外利用許可に関すること (消協法一二)

+ + 消費生活協同組合の業務又は会計狀况の檢査に 消費生活協同組合から業務又は財産の狀况に関 し報告を徴すること(消協法九三)

+= 兒童福祉措置費弁償金に関すること(兒福法五

関すること(同九四)

災害救助法第二十五条に基く協力命令に関する

A,

1. 1

干 国民健康保險を行う社団法人の予算、 更及び廃止の許可に関すること(同法三七の二) 財産の処分及び借入金の認可に関すること(同 準備金、

に関す

ź

==== 国民健康保險を行う社団 法三七の六) 法人がその許可の取消

財産処分方法の認可に関すること(同法三七の 廃止の許可又は解散したときの收支の計算及び

二十三 市の国民健康保險特別会計予算、 産処分等報告の処理に関すると Ł 準備金及び財 (同法八の

二十四 市の国民健康保險事業報告及び決算報告の処理 (国健則二二)

保險者の国民健康保險諸規程の制定及び改廃報 告の処理に関すること (国健則二五、 九 四

国民健康保險組合会議員の選挙に関する異議申 立の処理に 関すること 国 一健則四

+== 十五 十四 認可に関すること(国健法一一) 国民健康保險組合規約の制定、 と(福祉生奬学金貸与規則一四) 福祉生に貸与した奬学金の返還徴牧 変更及び廃止

準備金の処分及び組合債の認可に関すること 国民健康保健組合の予算、予算の追加更正及び 同法二六、 国健則七〇)

十六 事項を議決せざる場合の指揮に関すること(同 国民健康保險組合の組合会成立せず議決すべき 法三()

十七七 国民健康保險組合の合併、 国民健康保險組合分割の場合承継する権利義務 に関すること(同法三四) 分割及び解散の認可

十八

十九 算方法及び財産処分方法の認可に関すること 国民健康保險組合解散の場合精算人の選任、 限度の認可 に関すること(同法三五) 精

国民健康保險を行う社団法人の規定の 制定、 変

-+

二十五

に関すること

ニ十六

+

+

農業共済組合の業務又は会計の違法に基く措置

十四

農業共済組合の理事、

監事及び清算人の異動

K

関すること(同一〇)

等に関すること(農災補規八)

十三

農業共済組合の事業報告書財産目錄貸借対照表

+=

とと (同

農業共済組合共済掛金の强制徴收認可に関する

に関すること(同八○の

国民健康保險を行う社団法人が事業廃止の場合 国民健康保險を行う社団法人の名称等変更届 報告の処理に関すること(国健則六八) 国民健康保險組合理事長の就職、 すること(国健則 の牧支計算及び財産処分の結了届出 の処理に関すること(国健則九九) (00)

国民健康保險を行う社団法人の事業報告及び決 の届出の 処理に関すること(国健則一〇八)

国民健康保險条例の制定、変更及び廃止の認可 に関すること (国健法八の 1 = 0

「の処理 K 関

経 済 課 関

国民健康保險組合の合併及び分割の場合の事務

引継報告の処理に関すること(国健則

八六

導火線四百メ 内及びこれらに使用する雷管二百箇以内並びに 火藥十三キログラム以內、 1 ١ ル以内 の譲受許可並びに消費 爆藥五 牛口 グ ラ A 以

__ Ξ 火藥庫及び消費地における立入檢査に関するこ 火藥類の運搬証明 許可に関すること 書の発給に関するこ

国民健康保險組合の事業報告及び決算の届出

処理に関すること(国健則カニ)

退職及び死亡

処理に関すること(国健則八七)

国民健康保險組

合解散の場合の精算結果報告

Ø

T. 火藥庫外の貯藏所の確認に関すること

六 五 露店営業収締に関すること 米飯提供業者登録に関すること(食管規三五の (露店営収

(食管規四七の

七 主要食精輸送許可に関すること

八 災補法四三) 農業共済組合 の定欵変更認可に関すること

九

農業共済組合の業務又は財

産の狀况に関し報告

を徴すること 3 (同七八

12

1) 1)

1

1

10

15

農業共済組合の業務又は会計氷况の檢査に関

す

十九 農業倉庫の業務規程の変更認可に関すること 規
こ

(農倉法一三)

= 農業倉庫の檢査に関すること (農倉法一五、

二十二 農業倉庫の事業停止及び認可取消処分に関する こと(農倉法一七)

<u>-</u>+-二十三 を除く。 総トン数五トン以上二十トン未満の船舶 総トン数五トン以上二十トン未満の船舶(漁船 Ξ)の積量測度に関すること(船鑑札規 (漁船

を除く。)に対する船鑑札交付に関する ح

(船鑑札規四、一一)

二十四 船鑑札規則に関すること (船鑑札規則

船鑑札交付手数料に関すること(鳥取県船鑑札 交付手数料徵收規則)

漁業取締に関すること(漁業法七四)

資源保護に関すること (水產資源保護法三 二十五

す

十七

農業協同組合法第九十四条第三項による農業協

同規六)

同組合の檢査並びにこれに伴う措置命令に関

八

農業倉庫業の

認可に

関すること

(農倉法六、

ること(農協法九四、

九五)

十六

農業協同組合の定欵変更認可に関すること(農

十五

農業協同組合の設立、

解散並び

に合併認可に関

すること(農協法六〇、

六四、

六五、

同規三)

同 二十六 -+

を含む。

に対する補助金、

Ŧī.

第四条

次に掲げる事項は、

地方事務所長の専決事項と

の支払に関すること

する。

二十八 漁船法 \equiv (昭和二十六年十二月鳥取県規則第七十九号) 但し、 動力漁船及び海面漁業調整規則

第五条第一号乃至第三号に掲げる漁業に使用す る漁船を除く。)に関すること (漁船法)

Щ 林 課 関係

保安林における制限許可に関すること(森林法 三四の一、

公有林, 林業施設補助規則六、 交付に関すること。 届の処理、出來形しゆん功檢査並びに補助金 但し、 せ 高等学校を除く。

 $\overline{}$

= 木炭の檢査に関すること(木炭檢査条例四)

四 五 有害鳥駆除許可に関すること(狩獵法一二)

特用林及び自家用林の 指定に関すること(森林

私有林及び学校造林の しゆ、 h. 功 終了 0

保護鳥飼養許可に関すること(狩獵法一二)

74

六

~)

13

七 森林害虫駆除事業のしゆ 出來形檢查及び補助金の交付に関すこと(林業 ん、功 終了届 Ø

処理、

八 立木の伐採届出の処理に関すること(森林法一 施設補助規則六、 七

九 保安林標識設置及び出 ること (森林法三九) 一來形しゆ、 ん功檢査に関す

狩猟登録に関すること (狩獵法四)

農 地 課 関 係

法五九) 未墾地(小開地) 代地選定に関すること(農地

開墾作業並びに小 査及び補助金交付に関すること 団地補助工事の指導出來形檢 (認可に関する

= 開拓道路及び開拓建設工事の設計監督に関する

事項を除く。

土地改良事業(災害復旧を含む。 設計及び工事の監督並びに事務指導に関 $\overline{}$ の実地踏査

市及び市公共団体等の土地改良事業(災害復 すること(耕地整理及び土地改良獎励規程) 旧 葦放牧地以外のも の権利の移動許可に関するものを除く

Ø

(農地を除く。

 \cup

にするため

(農地法三)

交付金及び助成金

農地等の買收令書の交付に関すること(農地法一

Ξ 農地等売渡通知書の交付に関すること (同法三九)

四 開拓適地 法四八) (十町步未満) の選定に関す ること (同

六 五 地方土地部会に関すること

、農地法施行令第六条の価格の決定に関すること

(農地法施行令六)

八七 地方入植者選定部会に関すること

(同三四、

三五

復旧事業を含む。) 成金等の交付に関すること 農林及び農地 (土地改良事業、開拓事業及び災害 に関する補助金、 (各種土地改良事業補 交付金,

第五条 については東部地方事務所長の、 次に掲げる事項のうち鳥取市の区域に係るもの 米子市の区域に係る

課関 係

経済 小売販売業者甲登錄に関すること(食管規一九、

小売販売業者内登録に関すること(同三一、

Ξ 米穀とう精業者登録に関すること

山林 課関係

狩獵免許に関すること(狩獵法四

課関 倸

利の移動許可に関すること。 農地又は採草放牧地区の使用収益を目的とする権 八条によつて農林大臣の管理する国有地及び農地 但し、 農地法第七十

13

を農地以

外の

Ø

にす

るため又は採草放牧地を採

Ь

めに

つい

7

は西部地方事務所長の専決事項とする。

1

17

11

経

済

課

関

第二条

第五条

所長は、

地方自治法第百五十六条第五項の規定

昭和28年5月1日 金曜日 鳥 取 県 公 報(号外)第47号

Ξ 米穀とう精業者登録に関すること 小売販売業者内登錄に関すること 小売販売業者甲登錄に関すること

(同三二、 (同三四、

=== 三五

知事に報告しなけれぼならない

項を処理した事件で特に参考となるものは、

そのつ度

2 1

岩美及び西伯地方事務所長である鳥取県事務吏員

との規則は公布の日から施行する。

号)及び地方事務所專決事務規程(昭和二十六年 委任事項(昭和二十六年十月鳥取県規則第六十六

十月鳥取県訓令甲第十七号)は、

廃止する。

(食管規一九

第六条

地方事務所長は、委任を受けた事項及び專決事

課関係 狩獵免許に関すること(狩獵法四)

課関係

農地

開拓適地(十町步未満) 地法四八) の選定に関すること 食農

地方土地部会に関すること

Ŧī. 四 農林及び農地(土地改良事業、開拓事業及び災害 地方入植者選定部会に関すること (農地施令六)

鳥取県地方事務所処務規程を次のように定める。

方 事

務

所

昭和二十八年五月一日

鳥取県訓令第二十九号

訓

令

 \leq Ξ 農地法施行令第六条の価格の決定に関すること

復旧事業を含む。)に関する補助金、交付金、助 成金等の交付に関すること(各種土地改良事業補

1 1

助規程)

(との規程の目的)

鳥取県地方事務所処務規程

鳥取県知事

西

尾

愛

治

1,5

10

្រា

第一条 地方事務所の組織、権限及び処務について定め、 年四月鳥取県規則第二十四号)に定めるものを除く外、 て管内行政の実効を挙げることを目的とする。 との規程は、 鳥取県行政組織規程(昭和二十八 もつ

(組織) 地方事務所に次の職員を置く。

次 所 事 長

長

主

技

その他の職員

2

第三条 又は指揮するときは、 但し、その所管区域外の事務について知事が特に委任 その所管区域内の事務を管理し及びこれを執行する。 の規程に定めるものの外知事の委任又は指揮により、 地方事務所長(以下「所長」という。 これを管理し及び執行すること \cup は、

15

ができる。

第四条 定による措置を必要と認める場合は、 二十二年法律第六十七号)第百四十六条第十二項の規 な措置を申請することができる。 する国の事務の管理若しくは執行が地方自治法(昭和 所長は、 国の機関としての市町村長の権限に属 知事に対し必要

第六条・所長は、 きる。 による食糧事務所、その他の国の地方行政機関の長へ の総合調整を図るため、 の必要な指揮を知事に対し申請することができる。 その所管区域内の公共的団体等の活動 これを指揮監督することがで

要な処分をし又は当該公共的団体等の監督官庁の措置 出させ及び実施について事務を視察することができる。 的団体等をして事務の報告をさせ、書類及び帳簿を提 を知事に申請することができる。 所長は、その所管区域内の公共的団体等の監督上必 前項の場合において必要があるときは、所長は公共

ح

金曜日 鳥 取 県 公 報(号外)第47号 16 昭和28年5月1日 第八条 総 3 2 (事務分掌) Ŧī. りとする。 を定め、そのつ度上司に報告しなければならない。 おいて同じ。)の所属は所長が命ずる。 四 六 務課関係 職員の事務分担は、課長が係長の意見を徴してこ 職員は、

係

公印の管守に関すること とと 文書の收受、

職員の身分及び服務に関すること 事務所管理に関すること 地方機関の連絡調整に関すること 発送、 審査、 記錄及び保管に関する

所内他課の所管に属さない事務に関すること 所内総合調整に関すること

> 民生 課 関 係

課門の連絡調整並びに庶務に関すること

民生委員に関すること

戦傷病者更生援護に関すること

1)

Б. 四 社会福祉施設に関すること 社会統計に関すること

生活保護、 兒童福祉及び身体障害者福祉に関す

Ξ 被保護者の更生指導に関するごと 要保護兒童の指導に関すること

四 行旅病人、 行旅死亡人の取扱に関すること

五 浮浪者保護の取扱に関すること

社会福祉事業に関するこ

____ 更生資金に関すること

== 救済援護に必要な物資に関すること

74 災害救助に関すること

昭和28年5月1日

Ŧī. 六

消費生活協同組合及び公益質屋に関すること

同和事業に関すること

七 母子福祉に関すること

復員及び引揚援護に関すること

17

経済 課関係

済

十三 +

その他社会福祉に関

すること

課内の連絡調整並びに庶務に関すること

_ 觀光貿易に関すること

Ξ 物資の配給、 物価の統制に関すること

四 中小企業振興対策に関すること

Ŧī. 中小企業等協同組合その他商工団体の指導に関す

ること

六 火藥類に関すること

七 農業協同組合の指導監督に関すること

農業倉庫に関すること

漁業協 組合及び水産 加工協同組合の指導に関す 予算の経理に関すること

第七条

職員

(次長、

課長及び係長を除く。

以下本条に

___ 現金、有価証券、 物品の出納保管に関すること

Ξ 貸借及び修繕並びに処分に関するこ

物品の講人、

上司の指揮を受けて事務に從事する。

地

町村その他公共団体の行財政の総合指導及び監督

に関すること

地方事務所各係の分掌事項の基準は、

次のとお

= 各種選挙に関すると 外国人登録に関すること ٤

四 国民貯蓄奨励に関すること 消防に関すること

八七六五 行政書士に関すること 広報宣傳に関すること

各種統計に関すること

3)

社会福祉法人及び社会事業互助団体の指導に関す

九

ること

戦沒者遺族援護に関する

こと

青少年の保護育成に関すること

国民健康保險に関すること

+

水産業の改良普及に関

のすること

農産物の集荷供出に関すること

農業委員会に関すること

船鑑札に関すること

ること

農山漁村副業及び農村工業に関すること

七 六

九

園芸及び特用作物に関すること

主要農作物に関すること 農業振興計画に関すること

農業共済組合の指導監督に関すること

Ħ.

主要食糧の賃加工業に関すること 主要食糧の総合配給に関すること Ξ

主要食糧の需給調整に関すること

19

農 地

地 拓 係

農地制度の改革推進に関すること

営農指導に関すること おける諸施設に関すること + 九八 +

県有林及び分牧造林に関すること 造林臨時措置法に関すること 造林に関すること

耕地整理に関すること

土地改良に関すること

改

良

四 Ξ

Ŧī.

土地改良区に関すること

林業種苗に関すること

林産物搬出施設に関すること

四 Ξ 治山施設に関すること 林野の保護取締に関すること

保安林及び保安施設地区に関すること

課内の連絡調整並びに庶務に関すること

Ŧī. 開墾及び入植に関すること 農地等調整に関すること 農地等の交換分合指導に関すること

(1

1 1

政

係

Ξ 未墾地の買收調整に関すること 課内の連絡調整並びに庶務に関すること 林業金融に関すること

Ŧi. 四 六 林野の経営指導に関すること 森林計画に関すること 林業税制に関すること

八七 林業団体の指導に関すること

獵政に関すること

木材、 木炭の檢査に関すること 薪炭の生産に関すること

四 Ξ 特殊林産物の生産に関すること

林業技術普及に関すること

林野の火入に関すること 森林火災保險に関すること

Ŧī.

六

家畜改良增殖指導に関すること

その他畜産振興に関すること し畜生産檢査に関すること

森林害虫防除に関すること

農地関係資材及び資金に関すること 河水統制及び農業水利調査に関すること

その他農業土木に関すること 復 旧 係

耕地の災害復旧に関すること

関係

課内の連絡調整並びに庶務に関すること 駐留軍との一般渉外事務に関すること

74 \equiv ほん訳及び通訳に関すること 特別調達資金前渡金の支出に関すること

Ŧī. 行政協定第十八条に基く損害補 徹底に関すること

償の調査並び

六

駐留軍に対する労務者の提供に関すること

課 関 係

林

Щ

駐留軍労務者の失業対策に関すること 駐留軍労務者の福利厚生に関すること 駐留軍労務者の労仂組合との折衝に関すること

- + 九八七 駐留軍労務者の身体檢査に関すること
- + その他駐留軍労務者の労務、 管理に関すること
- 駐留軍労務者の給与に関すること
- 駐留軍労務者の解雇退職手当に関すること
- Ξ 駐留軍労務者の給与格付に関すること
- 四 その他駐留軍労務者の諸給与に関すること

(事務の代決)

第九条 $\mathbf{2}$ 受けなければならない。但し、 かじめ所長が指定した課長がその事務を代決する。 ついてはこの限りでない。 前項の規定により代決した事項は、遲滯なく後閱を 所長及び次長がともに事故があるときは、 定例又は軽易なものに あら

(事務処理)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

)発

行 日

火

金

ED 萸

事務の処理については、 鳥取県文書事務処理規

> (事務引継) する。程(昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第十九号)を準用程(昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第十九号)を準用

なければならない。 作成して、後任者又は知事の指定した吏員に引き継が やかに書類、 所長が転職、 帳簿及びその他重要事項につき引継書を 発職又は

退職の場合は、 す み

况を知事に報告しなければならない。 前項の引継を完了したときは、連署をもつてその狀

(服務)

第十二条 きは、 司の命による場合はこの限りでない。 知事の承認を受けなければならない。但し、上、 所長は、県外に旅行义は出張しようとすると

第十三条 するときもまた同様とする。 の承認を受けなければならない。て必要な事項は、所長において、 この規程に定めるものの外事務の処理に これを改正しようと 別に規程を定め知事 9 5

- この訓令は、 公布の日から施行する。
- $\mathbf{2}$ 1 取県訓令甲第十六号)は、鳥取県地方事務所処務規程 廃止する。 六年十月鳥

縣町 取 即

쩨

鳥 鳥 鳥取鳥取 市市市 取東 東 Ħſ

衝